

vol.7

2026.4.1

吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

令和8年4月1日に吉原地区が舞鶴市初の伝統的建造物群保存地区（伝統地区）に決定しました！

▲青い枠線の範囲が伝建地区となります

伝建地区において外観変更を伴う工事を行う場合

伝建地区では、景観を保護するため、建物の外観に関わる工事を行う際には、市役所への届け出が必要になります。詳細は舞鶴市役所歴史文化まちづくり課(66-1063)までお問い合わせください。

市への届け出が必要な工事の例:

- 建物の新築、増築
- 建物の外観を変更する改築(屋根、外壁など)
- 建物の除却、解体
- 建物に付属する建具(玄関扉、窓枠など)の付け替え

※工事内容によっては、届け出から許可までに期間を要する場合があります。着工に間に合うよう、十分余裕をもってご提出ください。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号

舞鶴市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為許可申請書

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第2条の規定により、次のとおり現状変更行為の許可を申請します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の理由	
現状変更行為の予定期間	
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名及び連絡先	
工事管理者の住所、氏名及び連絡先	
工事施工者の住所、氏名及び連絡先	

添付書類

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1)
- (2) 配置図(縮尺200分の1)
- (3) 設計図(縮尺100分の1)及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類



※申請書の様式が必要な場合や、申請に関するご相談は、舞鶴市役所歴史文化まちづくり課(下記連絡先参照)までご連絡ください。

【問い合わせ先】

歴史文化まちづくり課

電話:66-1063 FAX:62-9891

メール:heritage@city.maizuru.lg.jp

講演会「『くちゃ美川』吉原入江」を開催しました！

令和8年2月23日(月・祝)、「旧鳥路邸」にて講演会「『くちゃ美川』吉原入江」を開催しました！

本講演会は、吉原地区の伝統的建造物群保存地区選定を見据え、地区の象徴である「吉原入江」の保存と活用を地域住民と共に考える場として企画しました。当日は、約50人の方が参加し、入江の景観維持や今後の活用について質問やアイデアが寄せられ、活発な意見交換が行われました。

日時：令和8年2月23日(月・祝)

13:30～14:30

会場：旧鳥路邸

講師：坂根一彰さん

(株式会社坂根工務店 常務取締役)

鶴岡典慶さん

(京都女子大学 家政学部 教授)



「市民主体による歴史的建築物の保存活用—楽しみながら守り育てる高知流のまちづくり—」講演会を開催しました！

令和8年3月22日(日)、「市民主体による歴史的建造物の保存と活用—楽しみながら守り育てる高知流のまちづくり—」を開催しました！

本講演会は、伝統的建造物群保存地区として歩みだす吉原地区の参考とするため、高知県香南市赤岡町の先進事例から「地域住民主導で楽しみながら守り育てる」まちづくりのヒントを学ぶ目的で企画しました。

質疑応答では吉原での実践に向けた具体的な質問や感想が飛び交い、これからの吉原のあり方を考える有意義な時間となりました。

日時：令和8年3月22日(日)

14:00～15:30

会場：旧鳥路邸

講師：北山めぐみさん

(高知工業高等専門学校 准教授)

